

第1章 応急活動体制

第1節 活動体制

(全 課)

風水害等による災害等が発生した場合、村内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがあるが、風水害については、気象情報等により、あらかじめ危険がある地域をある程度予測することができる。

このため、村及び防災関係機関は、災害等が発生するおそれがある段階で、その状況を勘案し、応急対策の実施に備えるため配備を定めるなど、組織内で定めた動員計画等に基づき迅速かつ適確な配備体制のもと防災活動を行う。

第1 活動体制

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 大雨・高潮・洪水注意報、大雨・暴風・高潮・洪水警報の1以上が発表され、村長が必要と認めたときは、総務課、産業課、建設課、下水環境課職員及び自衛消防隊員（村長が村職員の中からあらかじめ指名する職員をもって充て、災害時等において、初動体制の確立・現場での応急活動に従事する。以下同じ。）は、次の措置を講ずる。

- ① 気象に関する情報の収集及び伝達
- ② 被害情報の把握及び報告

(2) 総務課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに村長に報告する。また、必要に応じ、県、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

(3) 上記(1)及び(2)については、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

2 災害対策本部の設置

村長は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のアのいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めたうえ、必要と認めたときは災害対策本部を設置し、設置後速やかに防災会議に報告する。また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進することができる。

(1) 設置基準

- ① 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき
- ② 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき
- ③ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け非常配備の必要があるとき

(2) 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、防災行政無線、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に提示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

表一災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送	総務課長
住民	村防災行政無線(同報系)	総務課長
県本部	県防災行政無線又はNTT FAX	総務課長

(3) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎3階会議室とするが、庁舎の被災状況に応じて、代替場所を選定する。

(4) 廃止基準

本部長は、村内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- ① 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- ② 避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- ③ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- ④ 被害数値がおおむね確定したとき。
- ⑤ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

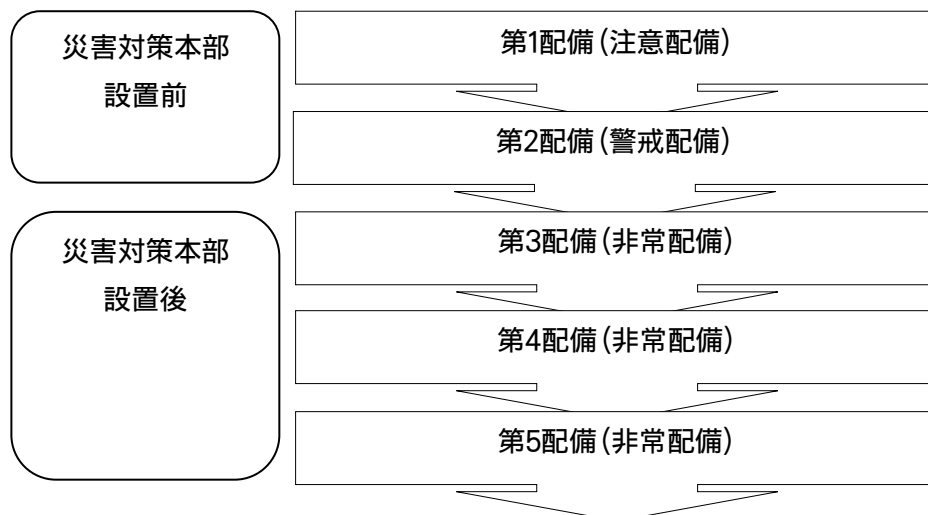
(5) 災害対策本部の組織及び編成

長生村災害対策本部の組織及び編成は、「長生村災害対策本部条例」及び別に作成する「災害時職員対応マニュアル」の定めるところによる。

第2節 配備・動員体制

第1 初動体制の確立

各課の長等は、常に気象状況その他災害現象に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合には、迅速に対処できるよう準備を整えておく。職員の配備体制は以下の5段階とする。



第2 配備基準

1 災害対策本部設置前

種別	配備基準	配備内容	配備人員
第1配備 (注意配備)	次の注意報の1以上が発令され、村長が必要と認めたとき (1) 大雨注意報 (2) 高潮注意報 (3) 洪水注意報	防災関係課の職員で情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする	総務課庶務係職員
第2配備 (警戒配備)	次の警報の1以上が発令され、村長が必要と認めたとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 高潮警報 (4) 洪水警報	第1配備体制を強化し、状況により速やかに災害対策本部を設置できる体制とする	総務課、産業課、建設課、下水環境課職員及び自衛消防隊員

2 災害対策本部設置後

種別	配備基準	配備内容	配備人員
第3配備 (非常配備)	局地的な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めたとき	水防、救助活動、広報及び情報収集等が円滑に行える体制とする	村長、副村長、会計管理者、教育長、各課等の長、主幹、課長補佐、主査、係長、副主査、自衛消防隊員及び総務課、産業課、建設課、下水環境課職員
第4配備 (非常配備)	災害が発生した場合、又は発生が予想される場合で本部長が必要と認めたとき	第3配備体制を強化し対処する体制とする	防災関係職員全員及び住民課、福祉課、健康推進課の一部職員
第5配備 (非常配備)	全域にわたり災害が発生し、第4配備体制では対処できない場合、又は本部長が必要と認めたとき	村のすべての機能をもって対処する体制とする	全職員

注) 村長(本部長)は必要に応じて、配備人員を増減することができる。

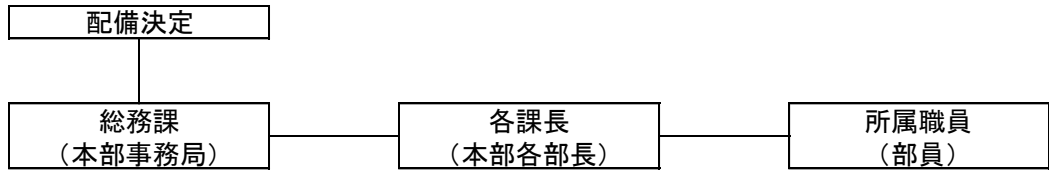
第3 職員の動員

1 動員体制の確立

各課等の長は、所属職員の動員の系統、連絡の方法等を具体的に定めておく。

2 動員の伝達系統

職員の動員は、村長（本部長）の決定に基づき、次の系統で伝達する。



(1) 勤務時間内

村長（本部長）の指示に基づき、庁内放送、防災行政無線、電話等により伝達する。

(2) 勤務時間外

宿日直者は、配備基準に該当する情報を察知したときは、村長、副村長並びに総務課長に連絡し指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長及び関係職員に防災行政無線、電話又は本部連絡員等により連絡する。

(3) 自主参集

職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から参集基準に該当すると判断される場合は、速やかに登庁する。

3 市町村間での応援体制

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び共通編・受援計画による。

4 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

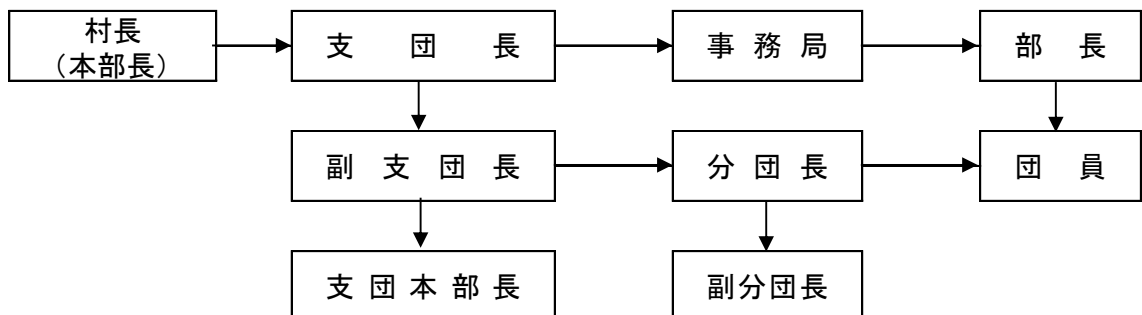
5 消防団への伝達及び出動要請

(1) 配備体制の伝達

村長（本部長）は、各配備体制をとった場合は、直ちに消防団第6支団長（以下「支団長という。）に連絡する。

支団長は、連絡を受けた場合には直に出動できる体制を確立するため、副支団長以下に指示をする。

(2) 伝達系統



(3) 出動要請

村長（本部長）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、応急措置実施のため必要があると認めるときは、支団長に連絡し、消防団の出動を要請する。支団長は、村長（本部長）からの出動の連絡を受けたときは、直ちに出勤し活動する。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 通信計画

(総務課)

災害に関する注意報・警報及び災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速かつ確実を期するため、通信施設を適切に利用して通信連絡に万全を期する。

第1 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

村長は、県から伝達された警報等を下記により住民に徹底する。

- ① 村防災行政無線
- ② 広報車
- ③ サイレン又は警鐘
- ④ その他速やかに住民に周知できる方法

第2 被害報告及び災害情報の伝達

被害報告等を村から県に報告する場合の通信手段は、次によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

- ① 千葉県防災情報システム
- ② 千葉県防災行政無線
- ③ 一般加入電話
- ④ 電報

第3 NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」の利用

1 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉支店に対し、電話番号を指定し届け出て、災害時優先電話としての承認を受けておく。

2 非常・緊急通話

(1) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話(株)に申し出ることにより接続される。

(2) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取り扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

3 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げる。

第4 NTT電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

第5 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第55条及び第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、日本放送協会千葉放送局、ニッポン放送、千葉テレビ放送、ベイエフエムに放送の要請を行う。

なお、村長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

村長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は、直接要請する。

1 放送要請事項

- ① 村の大半にわたる災害に関するもの
- ② その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

2 放送要請内容

- ① 放送を求める理由
- ② 放送内容
- ③ 放送範囲
- ④ 放送希望時間
- ⑤ その他必要な事項

3 要請責任者

村において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第6 すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡する。

第2節 気象注意報・警報等伝達計画

(総務課)

気象、地象、水象、火災に関する注意報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによる。

第1 気象業務法に基づく通報

銚子地方気象台は、気象業務法により、異常気象などによって千葉県地域内に災害の発生するおそれがある場合には、注意報、警報、情報などを発表し、関係機関に通知する。

また、平成25年8月30日より気象業務法改正に伴い、気象庁から「特別警報」が発表されることになった。

特に雨を要因とする特別警報では、48時間降水量及び土壌雨量指数、3時間降水量及び土壌雨量指数のいずれかが、50年に1度の値以上となった場合で、さらに雨が降り続くを予想される場合に発表される。

1 大雨及び洪水注意報・警報の基準

(1) 大雨注意報

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
山武・長生	長生村	1時間降水量 40mm 以上	140 以上

(2) 洪水注意報

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準
山武・長生	長生村	1時間降水量 40mm 以上	一宮川流域で 17 以上

(3) 大雨警報

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
山武・長生	長生村	1時間降水量 60mm 以上	—

(4) 洪水警報

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
山武・長生	長生村	1時間降水量 60mm 以上	一宮川流域で 22 以上	1時間降水量 30mm 以上、かつ一宮川流域で流域雨量指数 17 以上

〈参考〉

土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

2 その他の注意報の基準（北東部（山武・長生））

種類	発表基準
強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s以上(※) そのほかの海上 15m/s 以上
風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s以上(※) そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が、太平洋沿岸 2.5m以上
高潮	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合 潮位がTP上、銚子漁港で 1.0m以上
大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが、10cm 以上
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度 30% [×] で、実効湿度 60% [×] 以下
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合 視程が、陸上 100m、又は海上 500m以下
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合 4月1日～5月 31 日の期間に最低気温4度以下
低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合 夏季の最低気温が、銚子で 16 度以下が2日以上連続した場合 冬季の最低気温が、銚子で-3度以下 冬季の最低気温が、千葉で-5度以下
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 ×印を付した要素は、銚子地方気象台の値であることを示す。

注4 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象注意報は強風、風雪、波浪注意報。

3 その他の警報の基準（北東部（山武・長生））

種類	発表基準
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が、陸上 20m/s以上(※) 海上 25m/s 以上
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が、陸上 20m/s以上(※) 海上 25m/s 以上 雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が、太平洋沿岸 6.0m以上
高潮	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合 潮位がTP上、銚子漁港で 1.5m以上
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが、20cm 以上

注1 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注2 TPは、東京湾平均海面を示す。

注3 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象警報は暴風、暴風雪、波浪警報。

4 記録的短時間大雨情報

数年に一度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

5 特別警報

気象庁は、大雨、大雪、暴風（暴風雪）、高潮、波浪について、過去の災害事例に照らして数十年に一度しか起こらないような事象の発生が見込まれた場合に、「特別警報」を発表する。

<表一気象等に関する特別警報の発表基準>

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるとき	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想されるとき
高潮		高潮になると予想されるとき
波浪		高波になると予想されるとき
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想されるとき	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されるとき	

6 注意報・警報の取扱い

(1) 注意報及び警報の切り換え、解除

注意報及び警報の切替え、解除注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

(2) 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

(3) 全般海上警報の対象地域

全般海上警報の対象地域は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

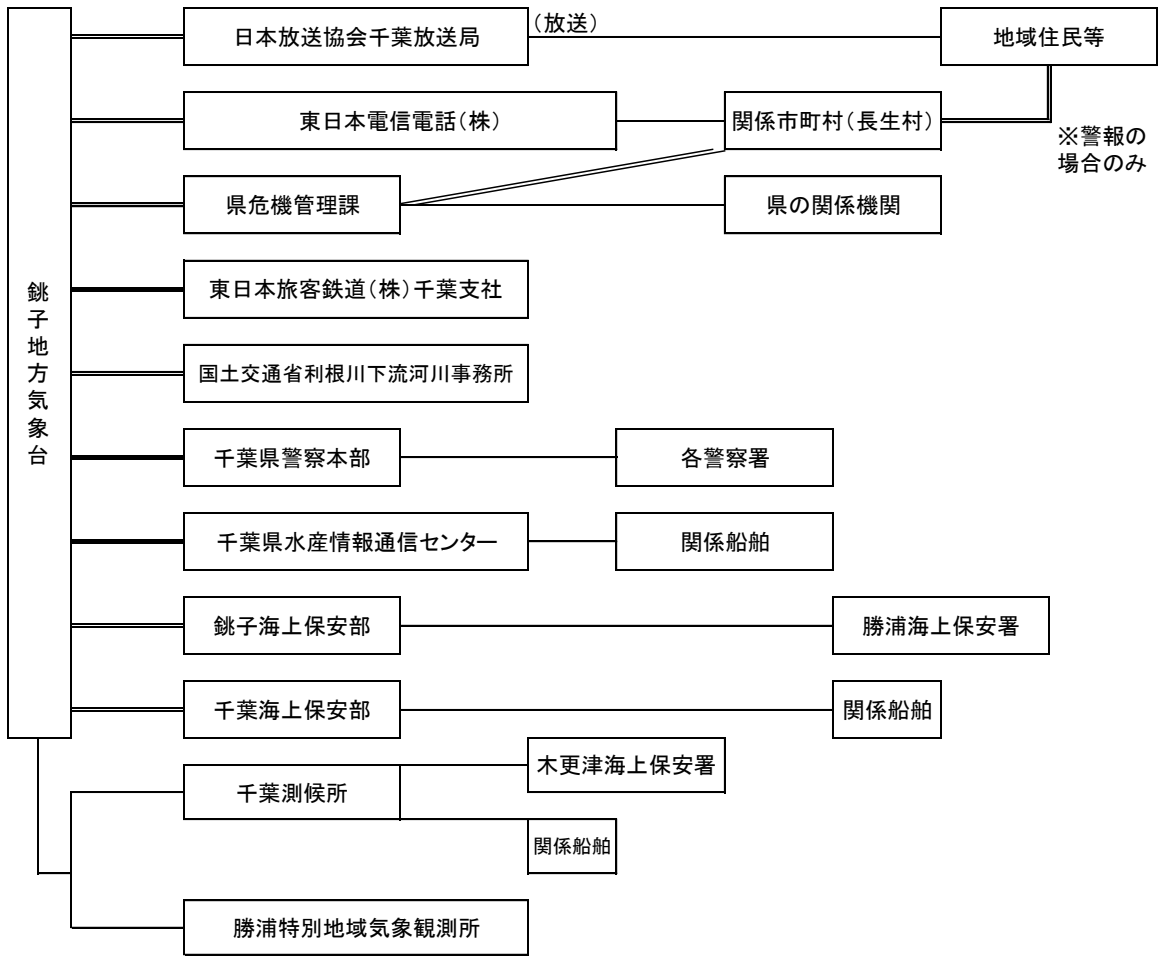
地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12の区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象とする。

(4) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次に掲げる注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(5) 注意報・警報等の伝達系統図



—— 法令(気象業務法等)による通知

==== 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 伝達は、銚子地方気象台が「防災情報提供装置」により行う。
- 2 障害等により通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びN T T 公衆回線等で行う。

7 気象情報

気象等の予報に関係のある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

8 火災気象通報

消防法の規定により、火災の予防上危険であると認めるときは、銚子地方気象台はその状況を千葉県知事に通報しなければならない。

また、村長は火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災気象通報を発することができる。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- ① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
- ② 平均風速15m以上の風が吹く見込みのとき

ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

(注) 基準値は気象官署の値

9 鉄道気象通報

気象庁総務部長と鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項が通報される。

- ① 気象警報
- ② 気象注意報
- ③ 気象情報
- ④ 台風情報
- ⑤ 地震、津波情報

また、千葉県地方部会の機関からは、銚子地方気象台へ次の事項を通報される。

- ① 鉄道気象観測報
- ② 鉄道災害報

10 電力気象通報

気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取り扱いに関する申し合せに基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、次の事項が通報される。千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

- ① 雷雨に関する情報
- ② 台風、大雨等気象現象に関する情報
- ③ 雨及び雪に関する情報
- ④ その他必要とする事項

11 漁業気象通報

銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報する。

- ① 波浪予報
- ② 気象、波浪、高潮の注意報及び警報
- ③ 地方海上警報
- ④ 気象概況及び気象実況
- ⑤ 気象情報及び台風情報
- ⑥ 津波予報及び情報
- ⑦ 漁船からの気象照会に対する応答

第2 気象警報等の伝達要領

県及び東日本電信電話(株)等から通報される警報は、直ちに総務課長に連絡する。
総務課長は、必要に応じて村長、副村長、学校、一般住民その他関係機関に対して、庁内放送、防災行政無線、広報車その他あらゆる手段により周知させる。

第3 異状現象発見の際の手続

1 住民の報告義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異状な現象を発見した者は、直ちにその旨を村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

2 行政機関の処理

異状現象の通報を受けた者は、直ちに村長その他関係機関に連絡する。

3 村長の通報先

- ① 銚子地方気象台
- ② その災害に関係のある近隣市町
- ③ 長生地域振興事務所、長生土木事務所及び茂原警察署

第3節 被害情報等収集報告計画

(総務課)

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、村、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

第1 被害状況の調査等

1 関係機関との情報交換

被害が発生したとき、村は、直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて広域消防本部・警察署、その他関係機関との密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

2 職員の登庁時における情報収集

- ① 各職員は、配備指令により非常参集する際、登庁途上において周囲の状況を把握し、その被害状況を所属長に報告する。
- ② 各所属長は、配下職員から情報をとりまとめ、総務課に報告する。

3 各地区の被害状況調査

- ① 各自治会長及び消防団各部長は、担当地区の概況を速やかに調査し、総務課に報告する。
- ② 被害が甚大な地区、通信途絶等により連絡がとれない地区等については、村職員を派遣し、被害調査を行う。

4 各施設の被害状況調査等

- ① 各施設の職員は、担当施設の被害状況を速やかに調査し、当該施設の所管課に報告する。
- ② 施設の被害に関する情報は、それぞれの所管課において集約し、総務課に報告する。

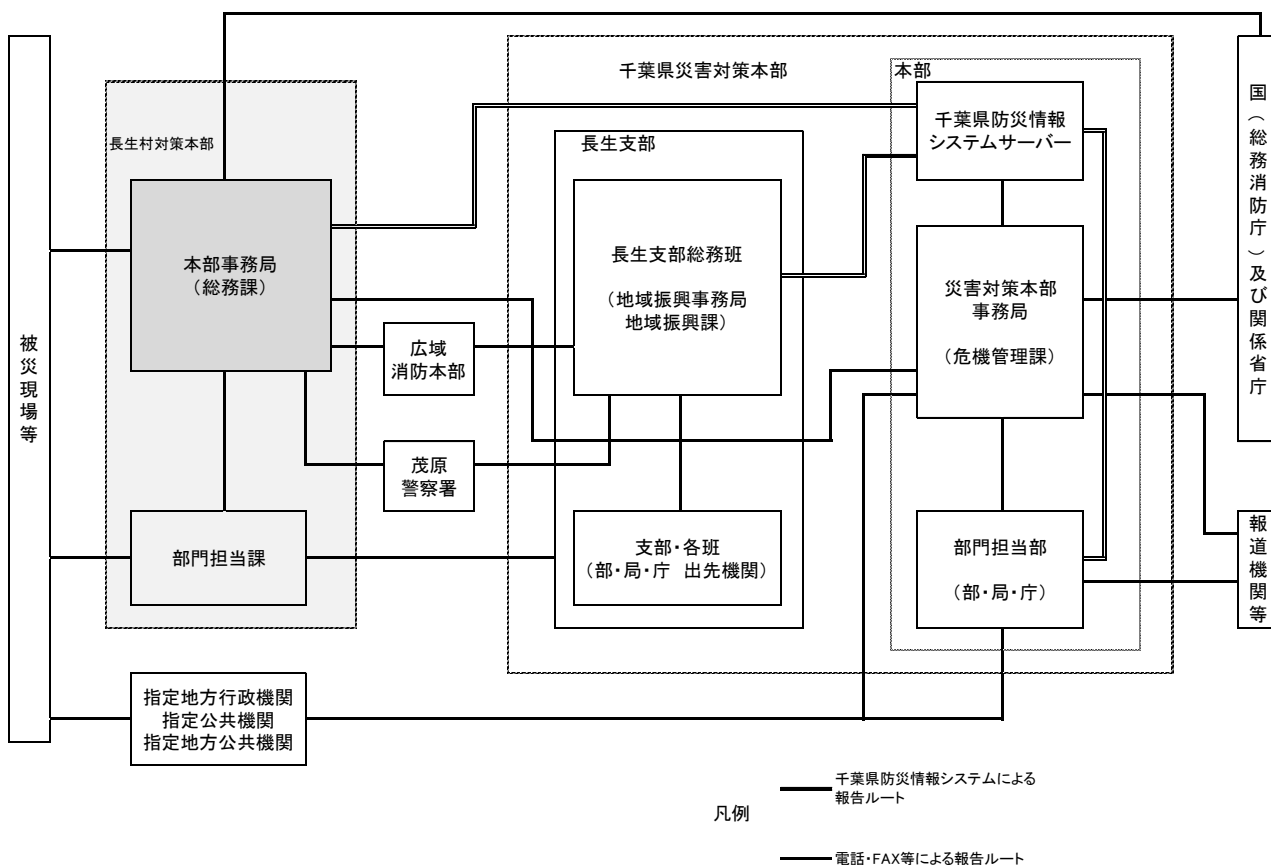
5 情報の総括・取扱責任者

村は、次により、被害情報等の報告に係る責任者を定める。

区分	所掌事務	担当
総括責任者	被害情報等の報告を総括する	村長
取扱責任者	各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う	総務課長

第2 被害情報等の収集・報告系統

被害情報の収集報告の流れは次のとおりとする。



第3 報告すべき事項等

1 報告の種別等

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、別表「報告一覧」とおりとする。

2 村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の状況（被害の程度は「被害の認定基準（災害総括報告）」に基づき判定する。）
- (5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ① 村災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ② 主な応急措置の実施状況
 - ③ その他必要事項
- (6) 災害による住民等の避難の状況
- (7) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (8) その他必要な事項

3 情報の収集・報告

- ① 村内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。
- ② 県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。
- ③ 一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（平成16年9月17日改正）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。
- ④ 同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

第4 収集報告に当たって留意すべき事項

- ① 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ② 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ③ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

- ④ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ⑤ 被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

第5 勤務時間内における国及び県への連絡方法

1 総務省消防庁

- ① 消防防災無線（県防災行政無線を使用）
- ② 一般加入電話

2 千葉県

- ① 県防災行政無線
- ② 一般加入電話

第5 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

1 総務省消防庁

- ① 消防防災無線（県防災行政無線を使用）
- ② 一般加入電話

2 千葉県

- ① 県防災行政無線
- ② 一般加入電話

別表 報告一覧

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		村 広域消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話 FAX]
災害総括報告	定時報告	村	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力]
	確定時報告		同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること 1 被害情報 村内の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後 10日以内 [端末入力及び文書]
	年報		4月1日現在で明らかになった1月1日から 12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告		村	災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [端末入力又はFAX]

第4節 災害広報計画

地震・津波編第1部第2章第2節「災害広報計画」と同様に対応する。

第3章 住民の安全確保

第1節 災害救助法適用計画

地震・津波編第1部第1章第2節「災害救助法の適用」と同様に対応する。

第2節 広域応援要請計画

共通編第3部第1章に示した「災害時受援計画」と同様に対応する。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

(総務課)

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

第1 災害派遣要請基準

- ① 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ事態からやむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とする。
- ② 自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

第2 災害派遣要請の範囲

1 被害状況の把握

車両、艦艇、ヘリコプター等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助

(緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施)

4 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬

5 消防活動

利用可能な消防車、防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力

6 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊、又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、路線上の転覆トラック、土砂等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）

7 診察、防疫、病虫防除の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は村が準備）

8 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救済物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

9 炊飯及び給水の支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

10 救済物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。（ただし、譲与は県、村その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）

11 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が集中する地点における車両を対象とする。

12 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

13 予防措置

風水害等の災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

14 その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

第3 知事への災害派遣要請の依頼

村長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、県防災行政無線電話又は一般加入電話等により依頼する。なお、この場合においては、事後速やかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報し、事後、所定の手続を速やかに行う。

1 要請文書記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域、活動内容

- ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

第4 災害派遣部隊の受入体制

1 他の災害救助復旧機関との競合又は重複の排除

村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

村長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかにとりうるよう事前に配慮する。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ③ 作業箇所別優先順位
- ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の受入れ

(1) 村長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ① 本部事務室
- ② 宿舍
- ③ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- ④ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- ⑤ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

(2) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現場指揮官と協議し、作業の推進を図る。

第5 派遣部隊の撤収要請

村長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対してその旨報告し、派遣部隊の撤収を要請する。

第6 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として村が負担し、2箇所以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

- ④ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議する。

第4節 水防計画

(総務課・建設課)

風水害時は、河川の増水、高潮等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、村は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

第1 水防組織

1 水防本部の設置

村長は、水防に関する予報、注意報及び警報等の通知があったときからその危険が解消するまでの間、村に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。ただし、長生村災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

2 組織

水防本部の組織及び事務分掌については、「災害応急活動体制」に定める災害対策本部の体制に準ずるものとする。

第2 配備

1 水防団員（消防団員）の配備

村長は、河川水位又は潮位が上昇するなど、水防上必要があると認めるときは、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。その基準はおおむね次のとおりである。

(1) 出動準備

次の場合、水防団（消防団）に対し出動準備をさせる

- ① 河川が増水し、なお上昇のおそれがあるとき
- ② 気象状況等により高潮の危険が予知せられるとき
- ③ 上記のほか、水防上必要があると認めるとき

(2) 出動

次の場合、直ちに水防団（消防団）を出動させ、警戒配置につかせる。

- ① 河川が増水し、出動の必要があるとき
- ② 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき
- ③ 上記のほか、水防上必要があると認めるとき

2 村職員の配備

水防活動に係る村職員の動員配備については、「災害応急活動体制」に定める配備体制に準ずるものとする。

第3 水防巡視

水防本部長（村長）は、河川水位又は潮位が上昇し、水防上必要があると認めるときは、直ちに水防分団長（消防支団長）に対し、その通報を通知して、必要団員を招集し、河川、海岸及び池沼等の巡視を行うよう指示する。

表一 監視分担表

地区	巡視河川等	巡視責任者	巡視担当課	巡視員の数
八積	一宮川	総務課長	総務課	

第4 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

	警鐘信号			サイレン信号		
	警戒信号	○休止	○休止	○休止	約5秒○- 約15秒 休止	約5秒○- 約15秒 休止
水防団員 全員出動	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒○- 約6秒 休止	約5秒○- 約6秒 休止	約5秒秒
居住者の 出勤	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒○- 約5秒 休止	約10秒○- 約5秒 休止	約10秒
避難信号	乱打			○-約1分	5秒休止	○-約1秒

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号又はサイレン信号を併用することも差し支えない。

第5 水防活動の実施

村は、監視及び警戒により水防活動が必要と認められた場合には、関係機関と協力して、水防活動を実施する。

第6 避難のための立退き

水防本部長（村長）は、洪水又は高潮等により著しい危険が切迫しているとき、住民に対し、立退き又はその準備を指示する。

第7 水防解除

水防本部長（村長）は、気象に関する警報等が解除され、かつ水防上の危険が解消されたとき認められる場合、水防本部を解散し、その旨を周知する。

第8 応援要請

水防本部長（村長）は、水防法第23条に基づき、緊急の必要あるときは、他の水防管理者、市町村長、消防長に対し、応援を求めることができる。

第5節 消防計画

（総務課・広域消防本部）

本村の消防は、昭和46年に広域組合として広域常備消防体制が発足し、村内には常備消防の入山津分署と、非常備消防の消防団第6支団が消防防災活動を実施している。

これら消防機関は、各種の災害が発生した場合に、村及び関係機関と連携を図り、全機能をあげて消防活動に当たる。

第1 消防組織と消防施設

1 消防組織

- 消防本部 1
- 消防署 4
- 分署 4
- 消防団 1（第1支団～第9支団）

2 消防施設

長生村に関する消防施設等は、資料に示すとおりである。

第2 広域消防本部・風水害消防計画

1 計画方針

この計画は、消防組織法及び水防法に規定する消防の任務及び責任に関し、広域消防本部が実施すべき業務を定めた細部運用計画であり、広域消防本部における風水害対策の基本とする。

- ① この計画は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部の設置に至らない小規模な災害から適用する。
- ② 風水害等の警報を覚知した場合は、広域消防本部課長職以上（警防課長補佐含む。）は、直ちに集結する。（広域消防本部に参集する。）
- ③ 対策会議において災害対策本部を設置する。
- ④ 災害状況に即応した、消防職員の招集を実施する。
- ⑤ 消防機関が情報を収集したときは、それぞれの担当者が関係機関への報告あるいは連絡を密にする。

2 計画の運用

（1）広域消防本部に災害対策本部が設置されたときは、次の班を編成する。

- ① 指揮班（報道関係等への対応含む。）
- ② 総務班

③ 予防班

④ 通信班

⑤ 警防班

(2) 入山津分署に次の出動隊を編成する。

① 第1次出場・警防1隊、救急1隊

② 第2次出動以後は非番招集後に出場する。

③ 災害現場には、所轄に関係なく警防対策本部長の指示により署所の職員を配置する。

3 災害危険区域等の実態把握

入山津分署長は、災害危険区域の実態を随時調査し、把握しておくものとする。

4 訓練

風水害時の応急活動を円滑に実施するため、警防規程に基づき職員に対して必要な動作、技術及び知識の習熟訓練を実施する。

第3 消防団・風水害消防計画

1 計画の方針

この計画は、長生郡市広域市町村組合消防団員の服務等条例に基づき、水防活動の万全を期すため、消防団長が水害時の水防活動対策として定め、もって地域住民の生命、身体、財産を災害から保護し、かつ災害による被害を軽減し、安全を図るものである。

① 風水害等の警報を覚知した場合は、消防団本部役員は直ちに広域消防本部に集結する。

(第6支団長については役場)

② 対策会議において災害対策本部（団指揮本部）を設置する。

③ 各支団長は、災害状況に即応できるよう、消防団員を機庫に待機させる。

④ 団指揮本部は、各支団長の要請により、隣接支団等の非常配置を指示する。

⑤ 各支団長は、支団の活動状況を随時団指揮本部へ連絡する。

2 災害危険区域等の実態把握

支団長及び分団長は、災害危険区域の実態を随時調査し、把握しておくものとする。

3 訓練

支団長は、風水害時の活動を円滑に実施するため、規則に基づき、団員に対して必要な動作、技術及び知識の習熟訓練を実施する。

第4 消火活動計画

1 火災の警戒

- ① 常備消防における消防力の有機的運用により、効率的な消防活動を図るものとする。
- ② 消防団員は、月例定期点検又は演習、火災出動、火災警報発令、非常招集訓練等の場合は、常に出動できるようにしておく。また、これらの出動はそれぞれの所属の長、電話、サイレン、警鐘をもって伝達される。

2 住民・事業所の活動

住民及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 事業所

① 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

② 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- イ 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第5 応援要請

火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を速やかに行う。

第6 火災原因及び被害調査

広域消防本部は、火災鎮火後、直ちに火災の原因、被害の程度等について調査する。

第6節 災害警備計画

警察の警備については、地震・津波編第1部第4章第1節「社会秩序の安定」に示した（千葉県警察災害警備実施計画）による。

第1 海上保安部（署）非常配備等計画

1 配備の考え方

海上における大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処するものとする。

2 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときには、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施するものとする。

3 非常配備

海上における大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施するものとする。

4 警備要領

- ① 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む。）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が当庁巡視船艇に直接乗船して救護に当たるものとする。
- ② 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安部との海上における災害派遣に関する地方協定によるものとする。

第7節 交通対策計画

（総務課・建設課）

交通対策計画は、地震・津波編第1部第3章第4節「緊急輸送・交通計画」による

第8節 避難計画

避難計画は、地震・津波編第1部第3章第3節「避難計画」に準じるが、避難所の開設については以下のとおりとする。

第1 避難所の開設

1 指定

(1) 風水害1次避難場所の指定および避難所の開設

第1次避難場所として、小規模災害に備えた一時的緊急避難場所を指定し、風水害に備えた避難所としては、本村で風水害を受けやすいのは、一松海岸一帯及び金田地区の一宮川近辺であるので、その地区の集会所を使用する。

第9節 医療救護・防疫等活動計画

(住民課・福祉課・健康推進課・下水環境課)

災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、村は関係機関と緊密に連携を取りながら被災者の医療救護に万全を期する。

第1 医療救護活動

1 情報の収集・提供

村は、県、消防機関、医師会等との連携のもとに、次について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保っておく。

- ① 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ② 避難所、救護所の設置状況
- ③ 医薬品等医療資器材の需給状況
- ④ 医療施設、救護所等への交通状況
- ⑤ その他参考となる事項

2 実施機関

- ① 医療救護は、村長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、村長はこれを補助するものとする。
- ② 村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 村限りで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 救護班による活動

(1) 救護班出動の要請

村長は、必要に応じて茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

(2) 救護班が実施する事項

救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- ① 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- ② 重傷者の応急手当及び中等症者に対する処置
- ③ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽傷者に対する医療
- ⑤ 助産活動
- ⑥ 医療救護活動の記録及び村への収容状況等の報告

(3) 救護所の設置

救護所は村長又は県が設置し、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、救護場所は必要に応じて適切な場所に設置する。

(4) 傷病者の搬送体制

救護班は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を村長又は知事に要請する。原則として、被災現場から救護所への搬送は村が、救護所から後方医療施設までの搬送は村及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

(5) 救護班の使用する車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、別に定める車両等による。

4 医薬品等の調達

- ① 村は、医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等の整備確保に努める。
- ② 村内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あつせんを要請する。

5 医療機関の状況

村長は、災害時において村内の医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、この旨住民に広報する。

第2 防疫活動

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ強力に防疫措置を推進する。

1 防疫体制の確立

村は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

2 実施主体

災害の際の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、村及び県が実施する。

3 衛生班の編成

- ① 被災地の防疫措置を迅速かつ強力的に実施し、感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため衛生班を編成する。
- ② 衛生班は、長生健康福祉センターとの密接な連携のもとに、作業員4人（うち班長1人）、運転手1人計5人をもって編成し、車両1台を保有し、災害状況に応じて数班を編成する。

編成人員	携行機械	処理能力	備考
5人	原動機付散布機 1台	1時間につき 1,000 m ²	ゾール剤又は乳剤希釈液

4 災害防疫の実施方法（村の業務）

（1）防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

（2）広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

（3）消毒の実施

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりとする。

	<屋外>	<屋内>	<手指>	<食器類>	<井戸水>
消毒対象	（し尿槽や下水があふれた場所、氾濫した汚水が付着した壁、乾燥しにくい床下など）	（汚水に浸かった壁面や床、家財道具）	（後片付けなどで、汚染された土に触れた箇所や土に触れた手指）		
消毒薬	クレゾール石けん液 オルソ剤 （パンゾール等）	塩化ベンザルコニウム （逆性石けん）	速乾性摩擦式手指 消毒液	家庭用漂白剤 （次亜塩素酸ナトリウム）	次亜塩素酸ナトリウム
調整方法	クレゾール石けん液 30ml に水を加えて 1リットルにする。液が濁って沈殿したときには上澄み液を使う。 オルソ剤 20ml に水を加えて 1リットルにする	0.1%の濃度になるよう希釈する （10%製品の場合、本剤 10ml に水を加えて 1リットルとする）	ポンプ式の容器に入っており、調整不要	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が 0.02%になるよう希釈する。	残留塩素として 1～2ppm の濃度になるように次亜塩素酸ナトリウムを加えて調整する
使用方法	・家屋のまわりは、じょうろや噴霧器等で濡れる程度に散布する。 ・壁面は、泥などの汚れを水で落としてから、消毒液を浸した布などでよくふく。または、噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。	泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水ふきしてから、うすめた液に浸した布などでよく拭く。（噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。その後は、風通しをよくして、そのまま乾燥させる。）	清潔な流水がある場合は、泥などの汚れを落とした後、原液を手に取り摩擦しそのまま乾燥させる。	消毒薬の中に食器類を 5 分以上浸し、その後自然に乾燥させる	ポリタンク等に水をとり、消毒後 30 分以上放置してから飲む

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症が流行し、若しくは流行のおそれがあるときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(5) 検病及び健康診断

検病及び健康診断は、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して行う。

(6) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

5 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症法に基づいた対応をとる。

6 防疫用薬剤の確保

初期防疫用薬剤は県等から調達するが、村においても使用薬剤について速やかに整備拡充を図る。

7 報告

村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

8 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指示を得て、防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- ① 検病
- ② 防疫消毒の実施
- ③ 集団給食の衛生管理
- ④ 飲料水の管理
- ⑤ その他施設内の衛生管理

第3 保健活動

村は長生健康福祉センターと協力し、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講ずる。

- ① 医師会、長生健康福祉センター等との連携の下に保健活動班を編成し、被災地や避難所等を巡回して、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。
- ② 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

- ③ 食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。
- ④ 村は、長生健康福祉センターの支援により、避難所において、できるだけ早期に健康相談を実施する。健康相談においては、被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

第4 飲料水の安全確保対策

村は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、長生健康福祉センターに対し直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するよう要請するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第5 動物対策

1 被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、村は、県、県獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

2 避難所における動物の適正な飼育

村は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- ① 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の確保等
- ② 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡の調整

第10節 帰宅困難者対策計画

風水害の発生により、鉄道等交通機関が運行を中止した場合、地震・津波編第1部第3章第5節「帰宅困難者対策」の準じ、避難者の受入れや情報の提供をはじめとした帰宅困難者対策を実施する。

第4章 住民生活の安定確保

第1節 食料・生活必需品等の供給計画

食料供給計画は、地震・津波編第1部第4章第3節「食料・生活必需品等の供給計画」に準じる。

第2節 給水計画

給水計画は、地震・津波編第1部第4章第2節「飲料水の供給計画」に準じる。

第3節 輸送計画

(総務課・建設課)

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

第1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害発生時の救助活動、緊急輸送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1、第2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

第2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

1 車両による輸送

(1) 緊急輸送道路

県では、緊急輸送道路の指定について、機能別に1次及び2次路線に分類している。1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等であり、2次路線は、1次路線を補

完し市町村役場等を相互連絡する県道等である。村は、必要に応じて県指定の緊急輸送道路にアクセスする道路の交通規制等を行い、車両による輸送を確保する。

(2) 車両の確保

① 村所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務課が行う。

② 村所有以外の輸送力の確保

村所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により村所有以外の輸送力確保に努める。

③ 自動車の確保

自動車の確保は、次の順位により確保手続きをとるものとする。

ア 公共的団体の自動車

イ 村内建設業者の自動車

ウ その他個人所有車等の借用

2 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、東日本旅客鉄道(株)に要請し、輸送力を確保する。

3 ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときには、自衛隊災害派遣要請計画による自衛隊ヘリコプターの出動について知事に要請依頼する。

第3 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あっせんを要請する。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時

第4 輸送力の配分

- ① 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。
- ② 総務課長は、前記の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

第5 災害救助法による輸送

1 適用対象

応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。

- ① 被災者を避難させるための輸送
- ② 医療及び助産のための輸送
- ③ 被災者救出のための輸送
- ④ 飲料水供給のための輸送
- ⑤ 救助用物資のための輸送
- ⑥ 死体捜索のための輸送
- ⑦ 死体処理のための輸送（埋葬を除く）

(2) 費用

適用される輸送費は、本村における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

第4節 障害物の除去計画

障害物の除去については、地震・津波編第1部第4章第4節「障害物の除去計画」に準じる。

第5節 廃棄物処理計画

廃棄物処理計画については、地震・津波編第1部第4章第5節「災害廃棄物等の処理対策」に準じる。

第6節 行方不明者の捜索及び収容埋葬計画

行方不明者の捜索及び収容埋葬計画については、地震・津波編第1部第4章第6節「行方不明者の捜索及び収容・埋火葬」に準じる。

第7節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

(建設課)

災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

第1 応急仮設住宅の建設

1 実施機関

- ① 応急仮設住宅の建設は、村長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、村長はこれを補助する。

- ② 村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 村長は、村限りで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

2 災害救助法による援助

災害救助法を適用した場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、県等と協議し適当な空地に建設する。

(2) 建設住宅の型式、規模及び費用

資料のとおりである。

(3) 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

3 管理及び処分

(1) 入居基準

応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に村に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる者とする。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯
- ④ 特定の資産のない高齢者・病弱者並びに身体障害者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦前各号に準ずる経済的弱者等

(2) 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は2年以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

第2 住宅の応急修理

1 実施機関

- ① 住宅の応急修理は、村長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、村長はこれを補助する。
- ② 村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、村長に救助を行わせることができる。

- ④ 村限りで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 規模及び費用

資料のとおりである。

(2) 実施期間

住宅の応急修理は、災害の発生の日から1か月以内に完成させる。

第3 公営住宅の活用等

必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅の建設、民間賃貸住宅借り上げによる公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、民間賃貸住宅等の空き家の活用を図る。

第4 建設資材及び建築技術者の確保

1 実施担当者

応急仮設住宅の建築等は、建設課が担当し、原則として競争入札による請負とする。

2 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、村内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

3 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、村内の関係業者等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。村内で建築技術者が確保できない場合は、知事にあっせんを要請する。

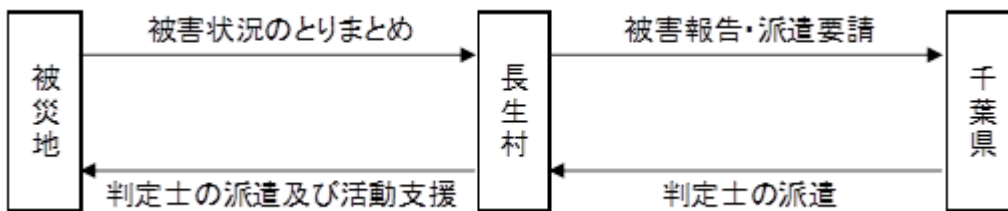
第5 被災宅地の危険度判定

被災した宅地における二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士による判定を実施する。

1 実施方法

村は、安全かつ迅速な判定が行えるよう次の事項を実施する。

- ① 被災宅地危険度判定士の派遣及び県への要請
- ② 被災宅地危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- ③ 被災地域への派遣手段の確保
- ④ 被災宅地危険度判定士との連絡手段の確保



2 判定結果を踏まえた措置

判定の結果、危険のある宅地については、立入禁止等の措置をとる。

第8節 文教対策計画

文教対策計画については、地震・津波編第1部第4章第7節「応急教育」に準じる。

第9節 ライフライン災害対策計画

ライフライン災害対策計画については、地震・津波編第1部第4章第8節「生活関連施設等の応急復旧計画」に準じる。

公共的団体の活用およびボランティアの活用については、共通編第3部第1章「災害時受援計画」による。

第1章 危険物等災害対策

(総務課・広域消防本部)

危険物等による災害を防止し、また災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定め、災害時における危険物等の保安対策及び応急対策について定める。

第1 予防計画

消防機関は、消防法に基づき、危険物施設等の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。村はこれに協力する。

村及び消防機関は、監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施することとする。

1 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵取扱のなされる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する確かな防災計画を策定する。

2 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

3 消防体制の強化

消防機関は、各事業所ごとの火災防災計画を作成させるとともに、隣接市町との相互応援協定を推進する。

4 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確かな教育を行う。

第2 応急対策計画

災害の規模、態様に応じ、関係機関との密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

1 活動体制

村は、災害の規模、態様に応じ、風水害編「災害応急活動体制」に定める配備区分に準じて職員を動員するとともに、必要に応じて村災害対策本部を設置して、応急活動体制を確立する。

2 災害情報の収集及び報告

村及び消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

3 救急医療

事業所、消防機関、医療機関等と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

4 消防活動

村及び消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

5 避難

村長は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

6 交通対策

村は他の道路管理者及び県警察、海上保安庁と連携して、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域及び海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

第2章 海上災害対策計画

(総務課・広域消防本部)

本村海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を必要とする場合に、村は関係機関と連携して早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故が発生した場合については第3章「油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

第1 対象災害

この計画の対象となる災害は次のとおりである。

- ① 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- ② 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

第2 予防計画

村は、関係機関と連携を図り、海上災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するための必要な予防対策を実施する。

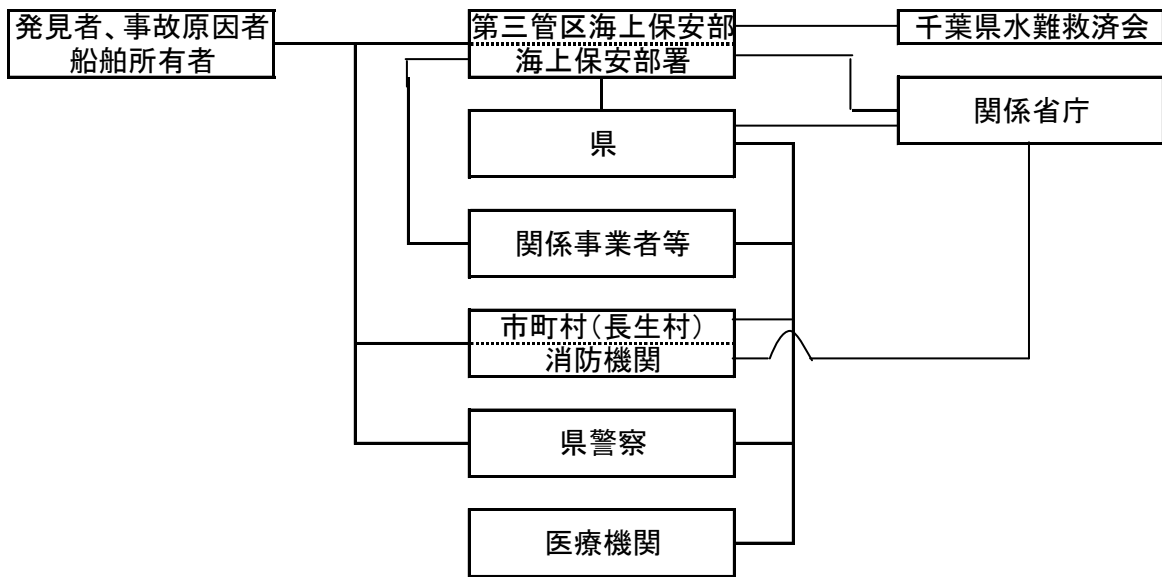
- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- ② 海上災害発生時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- ③ 海上災害発生時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- ④ 海上災害発生時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努める。
- ⑤ 実践的な防災訓練を実施し、海上災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合における被害の軽減を図るため、村は関係機関と連携して早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期する。

1 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。村及び関係機関は次のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。



2 応急活動体制

村は、災害の規模、態様に応じ、風水害編第1部第1章「応急活動体制」に定める配備・動員体制に準じて職員を動員するとともに、必要に応じて村災害対策本部を設置して、応急活動体制を確立する。

なお、1次的に対応をする関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

沿岸市町村(長生村)	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
当該船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部 (銚子海上保安部)	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査、広報
沿岸消防機関	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、搬送路・物資輸送路の確保
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

3 応急活動

銚子海上保安部をはじめ関係機関と連携・協力して応急対策を実施する。

(1) 捜索・消火

銚子海上保安部及び消防機関と密接に連携し捜索及び消火活動に協力する。

(2) 救助・救急

遭難船舶を認知した場合、村は銚子海上保安部及び警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

(3) 医療救護

医療機関等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。なお、協力機関が編成する救護班は、風水害編第1部第3章第9節「医療救護・防疫等活動計画」の定めるところによる。また、村は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(4) 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。村はこれに協力する。

(5) 死体の収容

原則として村が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第1部第4章第6節「行方不明者の捜索及び収容・埋火葬」の定めるところによる。

(6) 応援要請・緊急輸送・広報

村及び関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

第3章 油等海上流出災害対策計画

(総務課・広域消防本部)

本村海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他の関連する産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化するため、村は関係機関と連携して迅速かつ適切に活動するための計画とする。

第1 対象災害及び村の実施すべき業務

1 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の座礁、接触、衝突、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2 村の実施すべき業務

- ① 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- ② 防災関係機関及び住民への情報提供
- ③ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- ④ 漂着油の除去作業等
- ⑤ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- ⑥ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- ⑦ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- ⑧ 県又は他の市町村等に対する応援要請
- ⑨ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- ⑩ 油防除資機材の整備
- ⑪ 回収油の一時保管場所の調査の協力等
- ⑫ 漁業者等の復旧支援

第2 予防計画

1 広域的な活動体制

村は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

2 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

(1) 情報連絡体制等の整備

村及び防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他の関連する産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。

<油等海上流出災害時の情報収集連絡体制>



(2) 油防除資機材等の整備

村は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

第3 応急対策計画

1 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、村及び防災関係機関においては、銚子海上保安部等海上保安機関との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2 活動体制

村は、災害の規模、態様に応じ、風水害編「災害応急活動体制」に定める配備区分に準じて職員を動員するとともに、必要に応じて村災害対策本部を設置して、応急活動体制を確立する。

3 情報連絡活動

村は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を報告する。

4 流出油の防除措置

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、その被害を防止するため除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

5 広報活動

村は、事故の規模、今後の動向を検討し、防災行政無線等による効果的かつ迅速な広報を行う。

6 環境保全等に関する対策

村は、県の協力を得て油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

- ① 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関等へ通報する。
- ② 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- ③ 海鳥等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、県及び医療機関の協力を得て村が実施する。

第4 その他

1 補償対策

- ① 船舶から流出又は排水された油により損害を受けた場合には、船舶油濁損害賠償法により、損害賠償額の支払いを請求することができる。
- ② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により海上保安庁長官が要請した排出させた油等の措置を講じたときには、当該措置に要した費用を船舶所有者等に負担させることができる。

2 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第4章 航空機災害対策計画

(総務課・福祉課・健康推進課・下水環境課・広域消防本部)

村内において、航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、村は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

ただし、海上遭難の場合は、本編第2節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

第1 計画を実施する事態等

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、総合的な応急対策活動を必要とするもの。

第2 活動体制

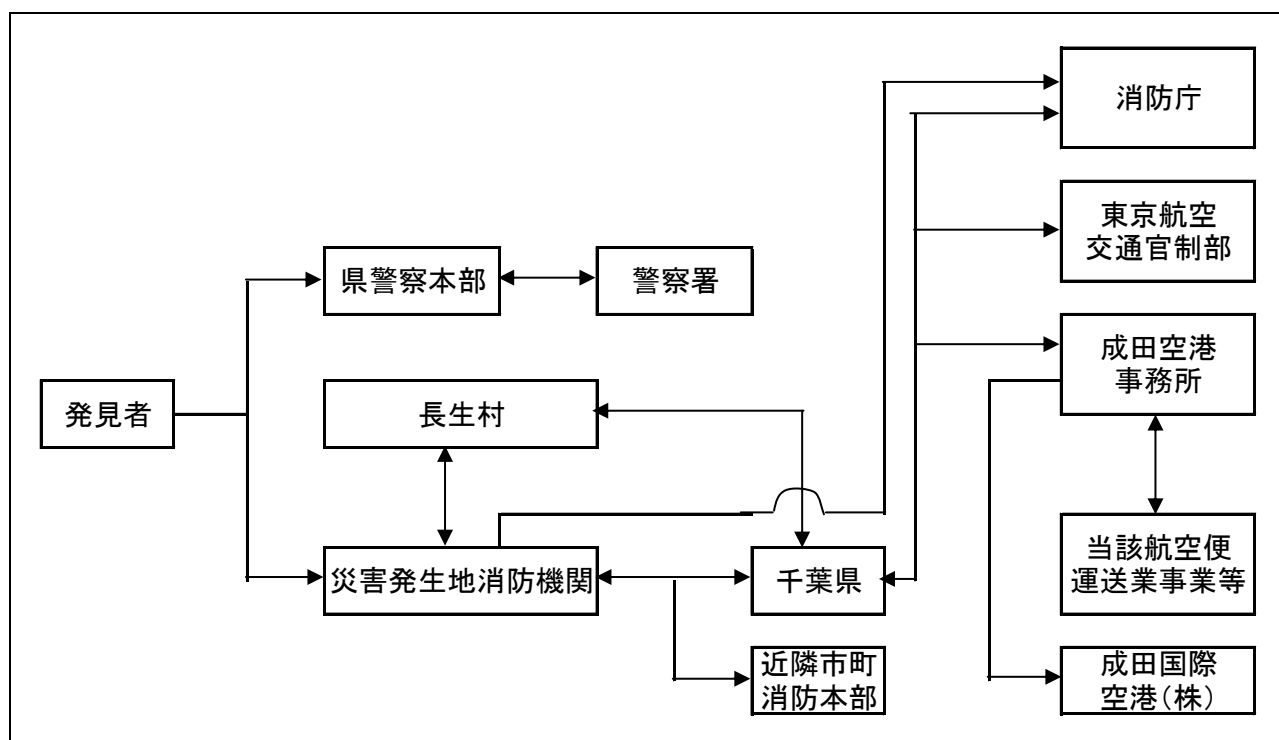
村は、災害の規模、態様に応じ、風水害編「災害応急活動体制」に定める配備区分に準じて職員を動員するとともに、必要に応じて村災害対策本部を設置して、応急活動体制を確立する。

第3 情報の連絡及び広報

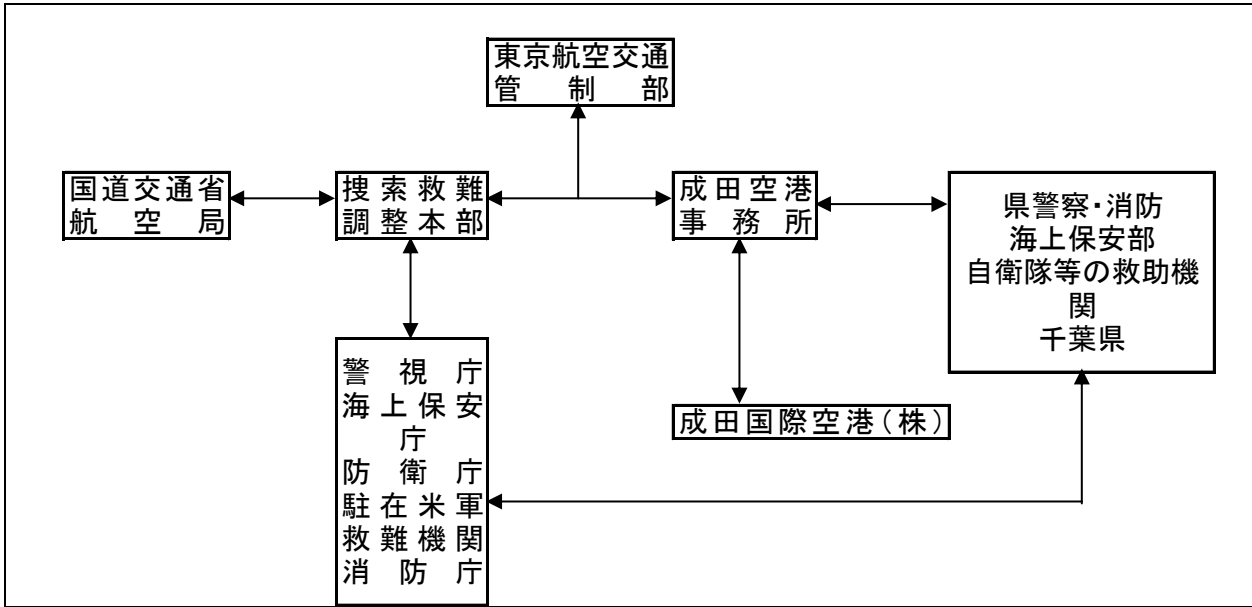
1 情報の連絡

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明確な場合 (遭難機の搜索)



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所（羽田）に設けられる。

2 広報

村内で航空機災害が発生した場合は、村、空港事務所、航空会社及び千葉県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めめるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

- ① 村及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ その他必要な事項

第4 災害対策連絡調整組織

災害応急対策全般にかかわる事項の連絡調整については、必要に応じ、関係各機関で構成する災害対策連絡調整組織を、村、千葉県、千葉県警察本部、消防機関、日本赤十字社千葉県支部、医療関係団体、航空会社等の関係機関で協議の上設置し、その実施を図る。

第5 消防活動

1 実施機関

村、広域消防本部

2 協力機関

近隣市町消防機関、千葉県警察本部

3 実施事項

- ① 航空機災害に係る火災が発生した場合、広域消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- ② 航空機災害に係る災害が発生した場合、村長、村長の委任を受けた吏員及び広域消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- ③ 災害の規模等が大きく、村及び消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、千葉県広域消防相互応援協定により近隣市町消防機関に応援を求める。

第6 救出・救護及び死体の搜索収容

1 実施機関

村、広域消防本部、航空会社、千葉県警察本部、千葉県

2 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、茂原市長生郡薬剤師会、国公立病院、災害地の近隣市町消防機関

3 実施事項

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

(1) 救出班の派遣

乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(2) 救護班の派遣

負傷者の救護は、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。なお、協力機関が編成する救護班は、風水害等編第2章第14節「医療救護・防疫等活動計画」の定めるところによる。

(3) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として村が応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(4) 死体一時保存所等の設置

死体の収容は、原則として村が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編「行方不明者の搜索及び収容・埋火葬」の定めるところによる。

第7 交通規制

災害が発生した場合、県警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行うものとし、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

第8 防疫及び清掃

1 実施機関

村、千葉県

2 実施事項

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、風水害・事故編第1部第3章第9節「医療救護・防疫等活動計画」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、清掃については、地震・津波編第1部第4章第5節「災害廃棄物等の処理対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

第5章 鉄道施設等災害対策計画

鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には迅速、的確に応急対策を実施するとともに旅客の安全及び輸送の確保に努める。

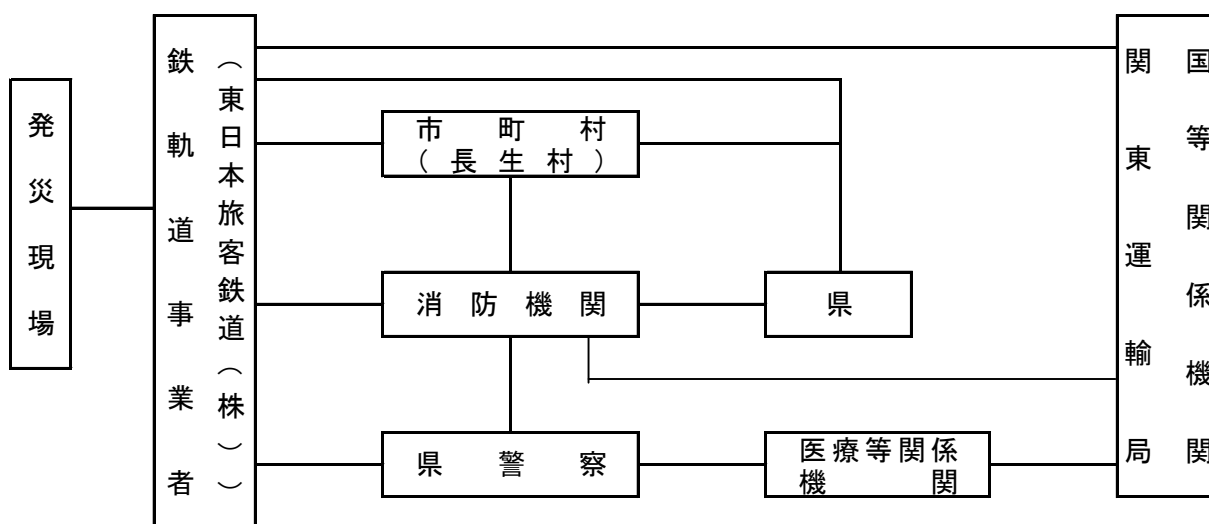
村は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ輸送の確保を図るための防災関係機関の対策（早期初動体制の確立、被害状況の把握、的確な応急対策の実施）に協力する。

第1 活動体制

村は、災害の規模、態様に応じ、風水害編第1部第1章「応急活動体制」に定める配備・動員体制に準じて職員を動員するとともに、必要に応じて村災害対策本部を設置して、応急活動体制を確立する。

第2 情報収集・伝達体制

1 鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制



2 関係機関連絡先

関東運輸局担当課	県防災無線 電話	県防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
総務部 安全防災・危機管理調整官	—	—	045-211-7269	045-211-7270

※鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全指導課。
(NTT 電話：045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	県防災無線電話	県防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	指令室	640-721	640-722	043-225-9857	043-225-4866

第3 相互協力・派遣要請計画

- ① 村は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ② 村は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

第4 避難計画

- ① 発災時には、村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ③ 村は必要なに応じて避難所を開設する。

第5 事業者の行う応急対策

〔東日本旅客鉄道(株)千葉支社〕

1 駅舎及び駅構内等

駅区長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難指導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとるものとする。

2 旅客列車運転中

乗務員は、列車を運転している途中で災害に遭遇した場合は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続（規程）」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の適切な措置をとるものとする。

3 共通対策

(1) 対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生ずる場合は、支社内に支社対策本部、災害現場に現地復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図るものとする。

(2) 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、箇所長の指揮により消火器を使用して初期消火作業を行うものとする。

(3) 救護

千葉鉄道検診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておくものとする。

第6章 道路災害対策計画

(建設課)

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

第1 対象災害

橋梁の落下等の道路構造物の被災及び危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第2 活動体制

村は、災害の規模、態様に応じ、風水害対策計画「災害応急活動体制」に定める配備区分に準じて職員を動員するとともに、必要に応じて村災害対策本部を設置して、応急活動体制を確立する。

第3 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

1 予防計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずる。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊による危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。危険箇所はもとよりすべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>

(2) 資機材の保有

村は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

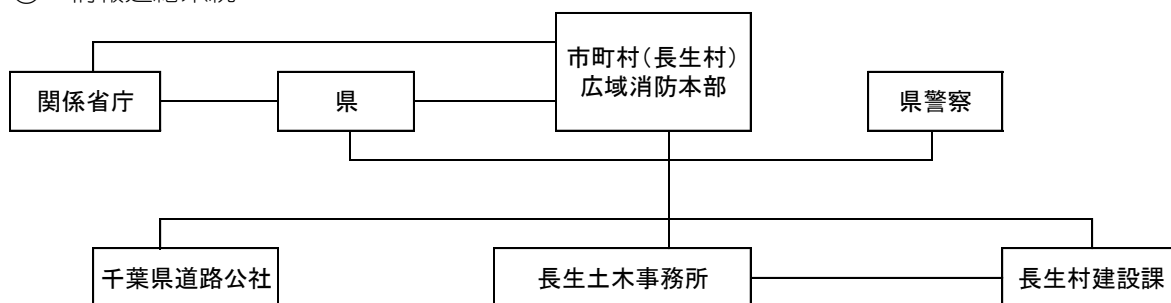
2 応急対策計画

(1) 情報の収集・伝達

① 関係機関への情報連絡

村は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

② 情報連絡系統



(2) 応急活動

① 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、村は必要な体制をとるものとする。また、村は県の協力を得て、必要に応じ災害対策本部等の体制をとる。

② 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 及び 県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し、再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。 災害の規模が大きく、消防本部及び村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第4 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

1 避難

村は県警察と連携して、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

2 広報

村は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。

第7章 放射性物質事故対策計画

第1 基本方針

現在、村には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下、「原災法」という。）に規定される原子力事業所や放射性同位元素等使用事業所なども存在していない。

しかし、隣接した県には原子力事業所があるほか、核燃料物質の取扱いや原子力艦航行、核燃料物質等又は放射性同位元素等運搬時の通過も想定される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところであり、村としても本計画を定めることとした。

これを受け、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

なお、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しており、今後もそれらの動向を踏まえ、検討を進めていくものとする。

第2 放射性物質事故の想定

- ① 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。
- ② 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。
- ③ 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3 放射性物質事故予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

村は、国、県、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にする。

2 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

風水害・事故編第1部第1章「応急活動体制」を参照

(2) 防災関係機関の連携体制

村は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携を図る。

また、近隣関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

3 防護資機材等の整備

村は、放射線測定器等の整備に努める。
また、近隣関係市町村と連携し、防護服や防塵マスクなどの防護資機材の整備を検討する。

4 緊急時被ばく医療体制の整備

村は、あらかじめ消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

5 退避誘導体制の整備

村は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障害者のほか難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などを含めた要配慮者を適切に退避誘導する体制の整備に努める。

さらに、村は要配慮者の中でも特に退避行動に困難を伴うことになる避難行動要支援者の名簿を整備し、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、関係機関との情報共有を図る。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

6 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

村は、関係機関と連携し、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 住民に対する知識の普及

村は、関係機関と連携し放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

第4 放射性物質事故応急対策

1 被害情報の報告

村は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、県、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

村は、県が行う活動等に必要な協力を行う。

第8章 竜巻災害対策計画

第1 災害と被害の想定

1 想定災害

竜巻の発生件数は年間10数個から20個程度であり、死亡者が発生した竜巻被害は、平成以降では7回ある。

竜巻の発現時間は数分から数十分程度と短く、直径は数十～数百mで、数kmにわたってほぼ直線的に移動し、被害地帯は帯状になる。

風速によっては住家の倒壊や自動車が持ち上げられて飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱するという特徴がある。

台風や大雨などの気象災害と比較すると竜巻に遭遇する頻度は低いが、現状では台風などのような予測は困難である。竜巻注意情報の適中率は4%程度とされ、発表段階で竜巻の規模は不明で、竜巻発生後に発表となることもあるなど予測精度が低い。

こうした災害の特性及びつくば市など近年の事例等を踏まえ、F2～F3程度の規模の竜巻が発生すること想定する。

<近年の竜巻被害>

	発生年月 日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール
1	H2.2.19	鹿児島県 枕崎市	死者1人 負傷者18人	全壊29棟 半壊88棟	F2～F3
2	H2.12.11	千葉県 茂原市	死者1人 負傷者73人	全壊82棟 半壊161棟	F3
3	H9.10.14	長崎県 郷ノ浦町	死者1人 負傷者0人	全壊0棟 半壊0棟	F1～2
4	H11.9.24	愛知県 豊橋市	死者0人 負傷者415人	全壊40棟 半壊309棟	F3
5	H18.9.17	宮崎県 延岡市	死者3人 負傷者143人	全壊79棟 半壊348棟	F2
6	H18.11.7	北海道 佐呂間町	死者9人 負傷者31人	全壊7棟 半壊7棟	F3
7	H 23.11.18	鹿児島県 徳之島町	死者3人 負傷者0人	全壊1棟 半壊0棟	F2
8	H24.5.6	茨城県 つくば市等	死者3人 負傷者0人	全壊89棟 半壊197棟	F3等 (複数発生)

※死者の発生、負傷者100人以上が発生した竜巻
資料：内閣府「竜巻等突風対策局長級会議」報告（H24.8.15）

2 想定される被害

住家が密集した地域で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇や屋根が飛ばされるなどの被害が想定させる。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途脱が起きることを想定する。

第2 活動体制

竜巻等突風災害の態様は、特定の地域に限定されることが想定される。村は、災害が発生したときは、災害現場の情報をもとに、配備体制や災害対策本部の設置等を検討する。

第3 予防対策

1 対応方針の準備

「竜巻」対策について関係機関との意見交換を行いつつ、当面の対応方針を決めておく。

2 気象注意方法の確認

村や広域消防等が連携し、気象状況への注意方法を決めておく。

3 情報伝達方法の確認

住民への情報伝達を行う場合に備え、伝達内容、具体的伝達文案、伝達時点、伝達対象、伝達手段を決めておく。

学校や社会福祉施設については、伝達方法を確認しておく。

4 理解と啓発

竜巻注意情報や対処行動方法等竜巻等突風について、職員への研修や住民への啓発を行う。

住民への啓発では、窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼るなどの事前対策も周知する。学校等公共施設についても同様の事前準備の対応を検討する

第4 応急対策

1 気象情報に対する注意

「竜巻」注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表されたときには、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表に注意する。

2 竜巻注意情報発表時の対応

竜巻注意情報が千葉県に発表されたときには、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

3 情報の伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者に対し、既存の連絡体制や防災メール、FAX等により情報伝達を行う。

4 注意喚起情報の伝達

村内において、気象の変化（「空が暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降りだす、冷たい風が吹き出す」などの積乱雲が近づく兆し）がみられ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで、村域が「発生確度2」の範囲に入った場合には、住民に対し防災行政無線等で情報伝達を行う。

5 竜巻発生情報の伝達

村内及び周辺において、竜巻が発生したことを確認した場合は、住民に対し防災行政無線や防災メール（エリアメールを含む）等で情報伝達を行う。

情報伝達は、竜巻の発生、住民の対処行動の2点について行う。